

トップ > 産業・産業 > 水産業 >

水産物における放射性物質のモニタリング検査(第3回)結果について

2011年7月1日

水産物における放射性物質のモニタリング検査(第3回)結果について

県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連して、東日本周辺海域で操業する本県かつお一本釣漁業の漁獲物の安全確認を行うため、同海域で宮崎県漁業調査取締船「みやざき丸」が漁獲したカツオについてモニタリング検査を行いましたので、その結果についてお知らせします。

検査結果

下表のとおり、放射性ヨウ素、セシウムともに不検出でした。

検査機関：(独)水産総合研究センター中央水産研究所

(単位：Bq/kg-wet)

水産物名	尾数	採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム (Cs-134)	放射性セシウム (Cs-137)
カツオ	5	6月25日	1. 北緯 37度03分 東経 143度16分	不検出	不検出	不検出

※検体：カツオは上表の採取場所1点のサンプル(5尾)を合わせて1検体として検査を実施。

◆暫定規制値(魚介類、海藻)

放射性ヨウ素：2,000ベクレル/kg、放射性セシウム：500ベクレル/kg

(注意)ベクレル(Bq)とは、放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を示す。

このページの内容についてのお問い合わせは

農政水産部 水産政策課 企画流通担当
 電話：0985-26-7685
 FAX：0985-26-7309
 E-mail：sujsanseisaku@pref.miyazaki.lg.jp